平成２７年（フ）第４８号
千葉県野田市次木25番地１　グレースマンションＡ―101号
債務者　齋藤　　豪
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３号
千葉県流山市東初石２丁目91番地の６　レクセルプラッツァ初石309
債務者　西川　和子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５５号
千葉県柏市大塚町５番３号　正木荘201号
債務者　仁科　　仁
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３７２号
和歌山市吉礼537番地の２　菖浦ケ丘団地Ａ８棟403号、住民票上の住所和歌山市吉礼537番地の２
債務者　室内装飾真木こと　眞木　　実
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９０号
和歌山市源蔵馬場２丁目３番地
債務者　森建設こと　森　新次郎
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９１号
和歌山市源蔵馬場２丁目３番地
債務者　森　　美保
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
和歌山市加太2201番地の334
債務者　小幡佐起子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５号
岡山県高梁市小高下町2414番地　グリーンハウスＡＲＡＫＩ―Ｉ―203号、住民票上の住所岡山県高梁市小高下町2414番地
債務者　小幡愼太郎
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
神戸市兵庫区松原通４丁目１番６号　３Ｃ
債務者　柏木　治美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０８号
神戸市中央区八雲通５丁目３番11号　サエラ八雲２Ｆ、従前の住所神戸市中央区下山手通７丁目４番８号　フェニックスハイツ山手802号
債務者　山本　　秀
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
青森市中央２丁目３番５号
債務者　鳴海　陽子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
神奈川県三浦郡葉山町一色1248番地の１　レオネクスト葉山Ｃ105
債務者　角張　佐和
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９号
神奈川県横須賀市若宮台12番５号
債務者　榮森　正美
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目30番12号　サンライズ201
債務者　山崎　　聡
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２１６号
愛知県北名古屋市熊之庄六の坪22　クレメント202号室、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字青山1568番地２
債務者　岩村由起子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８０号
名古屋市東区筒井１丁目６番２号　筒井ハイツ北館302号
債務者　太田由紀子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７８号
名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目50番地の３　コリーナみずほＡ棟205号
債務者　竹村美津惠
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部